

委託契約書(案)

- 委託業務の名称 県産水産物の販売促進キャンペーン業務
- 履行期間 自 令和6年 月 日
至 令和7年2月28日
- 委託金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 契約保証金 免除

上記業務の委託について、委託者 大分県知事 佐藤樹一郎 を甲とし、受託者
を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和6年 月 日

甲

委託者

住 所 大分市大手町3丁目1番1号

大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

受託者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(総則)

第1条 乙は、別添の委託業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又

は報告を求めることができる。

(成果物の著作権)

第5条 甲は、委託業務により乙が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乙は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、乙の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により、委託期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、委託期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第9条 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

- 3 甲の責めに帰する理由により、第14条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第10条 乙は、第17条第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(機密の保持)

第11条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

(2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

- 2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(検査及び引渡し)

第13条 乙は、委託業務が完了したときは、その旨を書面により速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した後、成果物引渡書により成果物の引渡しを受けるものとする。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、甲は、乙から補正完了の通知を受けた日から起算して10日以内に再検査を行い、再検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

(委託金額の支払)

第14条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 乙が第13条第2項により甲に引き渡した成果物について、甲が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 成果物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

(前払金)

第16条 乙は、甲に対して委託金額の10分の10以内の前払金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 乙は、契約が解除になつたときは、その日から30日以内に前払金を返還しなくてはならない。

4 甲は、乙が前項の期間内に前払金を返還しないときは、その未返還額につき遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第18条 前条各号の規定又は第15条第2項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由による場合は、甲は乙に対して違約金の請求をすることができない。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(第13条関係参考様式)

委託業務完了通知書

委託業務名 県産水産物の販売促進キャンペーン業務

委託金額 円

履行期限 令和 7年 2月 28日

完了年月日 令和 年 月 日

内訳

- ・県産水産物購入者を対象にしたキャンペーンの実施 1式
- ・海洋高校の生徒による大型魚解体ショーの実施 1式
- ・運営体制及び進捗管理 1式

令和 年 月 日に契約を締結した県産水産物の販売促進キャンペーン業務について、上記のとおり完了したので、委託契約書第13条の規程に基づき通知します。

令和 年 月 日

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(第13条関係参考様式)

成果物引渡書

委託業務名	県産水産物の販売促進キャンペーン業務
履行期限	令和 7年 2月 28日
完了年月日	令和 年 月 日
完了検査年月日	令和 年 月 日
検査員職氏名	

令和 年 月 日に契約を締結した県産水産物の販売促進キャンペーン業務について、上記のとおり、その完了を確認し、委託契約書第13条第2項の規程による成果物の引渡を終了しました。

令和 年 月 日

(引渡人)

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

(引受人)

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(第14条、第16条関係参考様式)

請求書

令和 年 月 日に契約を締結した県産水産物の販売促進キャンペーン業務について、下記のとおり請求します。

記

区 分	委託金額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
委託金額 (または 前払金)	円	円	円	円	

支払先（口座振替）

金融機関名 :

支店名 :

普通・当座 :

名義 :

ふりがな :

口座番号 :

令和 年 月 日

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(別添)

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取得の範囲と手段)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得たうえで、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出し

てはならない。

- 3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。
- 4 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 6 乙は、この契約による業務を処理するために私用のパソコン等を使用してはならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。
- 8 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
 - (2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
 - (3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置
 - イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
 - ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置
 - (4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。
 - (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
 - (6) バックアップを定期的に行い機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(返却及び廃棄)

第7条 甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、

廃棄又は消去しなければならない。

- 3 乙は、機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（責任体制の整備）

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（業務責任者及び業務従事者の監督）

第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

- 2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

（派遣労働者）

第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（教育の実施）

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

ない。

(意見聴取)

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものではないことを確認する。

(対象外)

第14条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な

限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

第17条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において監査、調査等するものとする。

(機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第6条第4項、第9条第1項参考様式)

機密保持及び個人情報保護に関する報告事項

標記について、下記のとおり報告します。

記

- ・委託業務名 県産水産物の販売促進キャンペーン業務
- ・作業場所 (第6条第4項)
 - 住所
 - 名称
- ・業務責任者及び業務従事者 (第9条第1項)
 - 業務責任者
 - 業務従事者

令和 年 月 日

(受注者)
住 所
商号又は名称

代表者 氏 名

発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

県産水産物の販売促進キャンペーン業務 仕様書

1 委託する業務名

県産水産物の販売促進キャンペーン業務

2 業務の目的

家庭での生鮮魚介の購入量は減少傾向にあり、家庭内での消費拡大のためには量販店での販売促進が必要である。一方、本県で令和6年11月に開催される第43回全国豊かな海づくり大会（以下、海づくり大会）では、機運醸成により県民の水産物への関心が高まっており、県産魚の更なる消費拡大を進める絶好の契機となっている。そこで、県内量販店において「県産水産物購入者を対象にしたプレゼントキャンペーン」および、そのキックオフイベントとして「大分県立海洋科学高等学校（以下、海洋科学高校）」の生徒による魚の解体ショーを実施し、県産水産物の消費拡大を図る。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、県漁業管理課団体流通班（以下、県）と協議の上、実施すること。

（1）県産水産物購入者を対象にしたキャンペーンの実施

ア キャンペーン概要

毎月第4金曜日の「おおいた県産魚の日」に協力する県内量販店において、県産水産物を購入したお客様の中から抽選で県産水産物セットを贈呈する。

① 開催（応募）期間

令和6年9月27日（金）～11月30日（土）

（参考）海づくり大会の開催時期：令和6年11月9日（土）～10日（日）

② プレゼント応募条件

500円以上の県産水産物を購入し、商品に貼ってあるシールを2枚集めること

③ 応募方法

②のシールを専用の応募はがきに貼付、必要事項を記入し、郵送する

④ 当選連絡及びプレゼント商品発送期間

令和7年1月31日（金）までに完了

⑤ 当選者数

80名程度

⑥ プレゼント商品内容

県産水産物セット 3,000円相当

⑦ 「おおいた県産魚の日」に協力する県内量販店の参加店舗数

125 店舗を想定

- イ 「おおいた県産魚の日」に協力する県内量販店でのキャンペーンを実施すること。なお、前述の量販店へのキャンペーン参加の働きかけ等、連絡調整も行うこと。
- ウ キャンペーン周知用のホームページを制作、整備、公開し、運用すること。
- エ 専用の応募はがきを制作、カラーで印刷し、参加店舗へ配布すること。応募はがきは一般的な郵政はがきの厚み、品質とし、応募者が記入した個人情報保護して隠せる仕様とすること。数量は1店舗あたり100枚以上を想定すること。
- オ 500円以上の県産水産物へ貼付けるシールを制作、印刷し、参加店舗へ配布すること。シールには海づくり大会のロゴマーク（右図）をカラーで使用し、視認しやすいサイズで、ナンバリング等の不正防止策をとり、冷氣や結露に耐えられる仕様とすること。ラウンド魚等の直接貼付けが難しい場合には、手渡し等の工夫をするよう参加店舗に伝達すること。数量は1店舗につき開催期間中1日あたりシール30枚以上を想定すること。
- カ キャンペーンの広報については、参加店舗の対応が煩雑にならないよう、のぼり、ポスター、チラシ等の参加店舗で用いる販促物をカラーで制作し、参加店舗への配布と掲示の提案を行うこと。のぼりは幅600mm、長さ1800mm程度を想定し、耐久性のある縫製および材質とし、1店舗あたり2枚以上を想定すること。チラシは手に取りやすいA5サイズ程度で1店舗あたり300枚以上、ポスターは店頭に掲示しやすいA2サイズ程度で1店舗あたり3枚以上を想定すること。
- キ 抽選方法については、県と協議の上、決定すること。
- ク 当選者へのプレゼントの選定、手配、発送を行うこと。冷凍品を想定すること。
- ケ キャンペーン開催に合わせて速やかに運営事務局を設置し、応募はがきの受付、参加店舗やお客様からの問い合わせに対応すること。運営においては参加店舗やキャンペーン応募希望者に問い合わせ先が分かるよう前述のエ、オ、カのツールを用いて運営事務局の連絡先を明示し、各問い合わせに対して誠実かつ迅速に対応すること。
- コ プレゼント企画の応募者を対象としたアンケート調査等を実施することにより、効果を分析すること。なお、詳細は別途、県と協議して決定する。
- サ 景品表示法に抵触しないよう留意すること。



海づくり大会ロゴマーク

(2) 海洋科学高校の生徒による魚解体ショーの実施

ア 解体ショー概要

毎月第4金曜日の「おおいた県産魚の日」に協力する県内量販店のうち、(1)のキャンペーンの参加店舗において、キャンペーンのキックオフイベントとして魚の解体ショー、試食会を実施する。

① 開催期間

令和6年9月27日(金)

(参考) (1)のキャンペーン開始日と同日

② 実施店舗

原則として大分県漁業協同組合直営店の下記店舗とするが、店舗の意向や県と協議のうえ他の参加店舗での実施も可能。

大分市玉沢楠本 755-1（トキハわさだ店内） おさかなランドわさだ店

③ 解体ショーで使用する魚種

原則として 100,000 円相当の県産養殖クロマグロとするが、店舗の意向や県と協議のうえ他の魚種の使用も可能とする。

④ 解体ショーの演者

海洋科学高校の生徒

イ (1) のキャンペーンのキックオフイベントとしてアの②の店舗での魚解体ショーと試食会を実施すること。なお、実施店舗と演者の海洋科学高校の連絡調整も行うこと。

ウ 解体ショーに用いる魚は、すべて試食とせず、実施店舗で販売することも想定し、詳細は実施店舗や県と協議すること。

エ キックオフイベントを演出する会場設営を行うこと。なお、解体作業は実施店舗のバックヤードで行われる可能性が高いため、解体作業の中継カメラやリアルタイムで映写するモニター、音響等の手配を想定すること。

オ 演者の交通費、解体にかかる演者の手袋等の消耗品費、会場設営・運営資材の運搬料や人件費を含むこと。

カ 観客や試食者等を対象としたアンケート調査等を実施することにより、効果を分析すること。なお、詳細は別途、県と協議して決定すること。

キ 食品衛生法、景品表示法に抵触しないよう留意すること。

(3) 運営体制及び進捗管理

ア 業務全体の運営を統括する責任者を配置すること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を取るとともに、県から派遣要請があった場合には速やかに対応すること。

イ 契約締結後速やかに、県と協議の上具体的な計画を作成すること。以降、その進捗について適切に管理すること。

ウ 各業務の詳細や実施状況等の確認と共有、及び実施状況や成果に応じた実施内容の変更等について定期的に県と協議すること。協議の開催場所は原則、大分県庁舎内もしくはオンライン会議とし、協議内容の整理は受託者が行うこと。

エ 打合せはキックオフ・解体ショー実施前、プレゼント発送前、成果品納入時の3回を基本とし、必要に応じ、双方の協議の上、随時実施するものとする。

5 成果物の提出

(1) 実施結果をとりまとめた実績報告書（任意様式） 紙媒体 1 部及びDVD-ROM 1 枚

(2) 本業務において撮影した画像や制作したデザイン等データ DVD-ROM 1 枚

なお、本業務により制作したイラスト、画像、写真データ等一切の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する権利を、第 13 条第 2 項の規定による引渡しと同時に漁業管理課に無償で譲渡するものとする。
- ・県は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・受託者は、漁業管理課の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条の規定を行使することができない。

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の条件

- (1) 本業務の実施にあたって、県と緊密に連携しながら進めるとともに、専任担当者を配置すること。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は県に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定する。